

インボイス制度に向けて必要な対策

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス制度は課税事業者だけでなく、免税事業者にも影響があります。今回の講習会では、制度の概要や組合が検討すべき事項等について解説いたします。是非、ご参加ください。

■日時：令和2年 **12月8日**（火）14:00～16:00

■会場：OKB ふれあい会館 14階 展望レセプションルーム
（岐阜市藪田南 5-14-53）

■定員：30名（先着順）

■講師：森靖税理士事務所 税理士 森 靖 氏

<セミナー詳細>



- 改正のスケジュール
- 区分記載請求書等保存方式の実務
- 適格請求書発行事業者登録制度
- 適格請求書発行事業者の義務等（売り手の留意点）
- 仕入税額控除の要件（買い手の留意点）
- 税事業者の留意事項
- 組合が検討すべき課題

（①組合が免税事業者、組合員が課税事業者、②組合が課税事業者、組合員が免税事業者）

裏面参加申込書により、12/1（火）までにFAX：058-273-3930 まで送付ください。

●開催にあたって

※新型コロナウイルス感染症予防対策として、各会場、本来の収容人数の半数を定員としております。

※岐阜県「コロナ社会を生き抜く行動指針」に従い、以下の項目を徹底いたします。

○座席の間隔を十分に取る。○参加者はマスクを着用する。○入室時に検温、手指を消毒する。

○こまめに換気する。

※当日、37.5度以上の熱がある場合や咳、発熱などの風邪の症状がある場合は参加をご遠慮いただきますこと、ご了承ください。

参加申込書

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 行

FAX : 058 (273) 3930

令和2年 月 日

所属【組合・企業等】

担当者名

TEL ()

FAX ()

講習会に参加を希望される方は下記の必要事項をご記入の上、12月1日(火)までにFAXにてご連絡頂きますよう宜しくお願い致します。

役職名	氏名

■お問い合わせ

岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館9階

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 (墨) TEL : 058-277-1101 FAX : 058-273-3930